

様

印

代 執 行 費 用 納 付 命 令 書

年 月 日付八広消 第 号の代執行令書による代執行費用を下記
のとおり決定したので、年 月 日までに へ納入
するよう行政代執行法第5条の規定により命令します。

なお、指定した期日までに納入しないときは、国税徴収法の例により徴収されます。

記

金 円

教示

- 1 この命令に不服がある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- 2 この命令については、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において八戸地域広域市町村圏事務組合を代表する者は八戸地域広域市町村圏事務組合管理者となります。）。なお、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この命令（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（注）この命令書には、八戸地域広域市町村圏事務組合財務規則において準用する八戸市財務規則に規定する「納入通知書」を添付すること。